

病床確保指定基準(指定医療機関基準第3関係)

- 当該医療機関に所属する者に対して、**最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置**を実施することが可能であること
- 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の**院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能**であること
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を**入院させ、必要な医療を提供する体制が整っている**と認められること
- 県より、第一種協定指定医療機関に指定されることについて、**開設者の同意**を得ていること